

様

社会福祉法人 のじぎく福祉会
訪問介護ステーション津名やすらぎの里

(指定訪問介護事業)

重要事項説明書

2025 年 5 月 1 日施行

事業所について

事業の種類別	訪問介護
事業所名称	訪問介護ステーション津名やすらぎの里
事業所番号	2871601106
所在地	兵庫県淡路市大町下 65-1
電話番号	(0799) 62-7400
FAX 番号	(0799) 62-7401
事業開始	西暦 2015 (平成 27 年) 3 月 25 日
営業日	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始 (12 月 30 日から 1 月 3 日) を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 30 分
管理者	長濱 優年
サービス提供責任者	山崎 みゆき 山口 百々代
配置職員数	管理者 1.0 名 訪問介護員 2.5 名以上 (常勤換算) (訪問介護員にはサービス提供責任者を含む)

■介護サービスご利用の前に

- 介護サービスご利用前には、必ず「介護保険被保険者証」をご提示ください。
また、介護保険被保険者証の内容が変わった場合にも必ず「介護保険被保険者証」をご提示ください。ご提示の際、特に以下の点をご確認ください。

ご確認ください点	内容
要介護状態区分等	空白または自立の場合は、介護保険の適用外となります。
認定の有効期間	ご利用期間が認定の有効期間内でない場合は保険証を使えません。
居宅サービス	ご利用期間が区分支給限度基準額期間内でない場合は保険証を使えません。

- 生活保護等の公的扶助または各種減額、軽減措置を受けている場合は事前にお申し出ください。また、各種減額証・減免証をお持ちの場合は、必ずサービスご利用前にご提示ください。
- 要介護認定を受けていない場合のサービスご利用（償還払い）の詳細につきましては、ご契約者の担当介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

■介護サービスご利用の個別計画

ご契約者の担当介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した居宅介護計画（ケアプラン）に基づき、ご契約者の状況に合った介護サービス案を作成いたします。その後、介護サービス開始前にご契約者、もしくは、ご家族等に対して説明を行い、同意を得たうえで決定いたします。ご利用中の介護計画変更の際にもご契約者およびご家族等の同意を得て計画を変更いたします。

■介護サービスの利用中止、変更、追加

- ご契約者の都合による居宅介護計画（ケアプラン）の変更は可能です。
計画を変更される場合は、ご利用前日までに事業所へご連絡ください。
- ご利用中止の場合は、ご利用前日の午後 5 時 30 分までに事業所へ必ずご連絡ください。ご利用中止の連絡が無い場合は、やむを得ない事情、緊急以外は取消料として 1,000 円をいただきます。

訪問介護ステーション 津名やすらぎの里

電 話 (0799) 62-7400

F A X (0799) 62-7401

～介護保険適用による津名やすらぎの里のサービスをご利用の際は、
居宅介護計画が必要です～

居宅介護計画（ケアプラン）とは、ご契約者に対する介護を行う際の「介護の計画書」です。お客様ご担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成し、事業所は作成された居宅介護計画に基づいて介護サービスの提供を行います。

■要介護認定を受けている場合

もよりの居宅介護支援事業所に居宅介護計画の作成をお申し込みください。
介護計画作成の際、津名やすらぎの里の介護サービスご利用希望の旨を、介護支援専門員（ケアマネージャー）にお伝えください。

■要介護認定を受けていない場合

お住まいの市役所、役場の介護保険課、もしくは最寄の居宅介護支援事業者に要介護判定をお申し込みください。判定の結果、要介護認定を受けた場合は、もよりの居宅介護支援事業者に居宅介護計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

介護保険対象のサービス

以下のサービスの金額は法定介護報酬額によります。詳しい金額につきましては、次頁・料金表を参照の上、居宅介護計画（ケアプラン）作成の際に確認ください。

項 目	内 容
身体介護	<u>契約者に対する身体介護を行います。</u> ○入浴の介助（入浴が困難な場合は清拭します） ○排泄の介助及びおむつ交換 ○食事の際の介助 ○身体の向きを変える介助 ○通院の際の付添い介助
生活援助	<u>契約者に対する生活援助を行います。</u> ○食事の用意 ○衣服等の洗濯 ○部屋（居室）の掃除 ○日常生活に必要な品物の買物

■利用料金の支払い

利用料金は利用月末締で1か月単位の支払いです。利用翌月に、前月利用分の請求書を発行します。なお、支払いは利用の翌月 20 日までに下記のいずれかの方法でお願いいたします。

支払い方法	概 要
窓口払い	津名やすらぎの里にて、午前 9 時から午後 5 時まで受付
集金払い	訪問介護員へ直接お支払下さい

口座振替	サービスを利用した翌月の 15 日 (祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する 「淡陽信用組合」の口座より引き落とします
振り込み	事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 淡陽信用組合 志筑支店 普通預金 0196515 フク)ノジグクフクシカイホウモンカイゴステーション 社 会 福 祉 法 人 の じ ぎ く 福 祉 会 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 津 名 や す ら ぎ の 里

介護サービス提供に際してのお願い
(皆様のご理解とご協力をお願いします)

- 担当の訪問介護員は津名やすらぎの里が決定します。
サービス提供時は複数の訪問介護員が交替してサービスを提供いたします。
- 契約者からの担当訪問介護員の指定はできません。
訪問介護員の交替希望の場合は、交代を希望される理由を津名やすらぎの里へお知らせください。
- 津名やすらぎの里の事情により訪問介護員を交替する場合がございます。
その際、契約者および家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします
- 介護サービス提供に関する指示は、
契約者の事情、意向等に十分に配慮したうえで、津名やすらぎの里から訪問介護員に直接行います。
- 訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・電気・ガスを含む)は、
無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- 契約者以外への介護サービス提供はできません。
また、契約者以外(家族等を含む)への介護、食事の提供、家族等の衣類洗濯、
契約者の居室以外の掃除等もできません。
- 介護サービス以外の業務である
庭の掃除、故障箇所の修繕、預金の預け払い、医療行為等はいたしません。
- 通院等、移動付添は
タクシー・バス等の公共交通機関を利用の場合に限らせていただきます。
- 契約者および家族等からの金銭・物品等の授受は一切いたしません。

※（ ）外の数字は介護サービス費の10割、（ ）内の数字は介護サービス費の1割の金額です（自己負担額）。令和6年4月1日より、下記の通り改定となります。
 ※下記の料金表は、特定事業所加算（Ⅱ）が適用された金額となっております。

項 目	身体介護が中心である 訪問介護を行った場合
所要時間 20分未満の場合	1,790円（179円）身0・Ⅱ
所要時間 20分以上30分未満の場合	2,680円（268円）身1・Ⅱ
所要時間 30分以上60分未満の場合	4,260円（426円）身2・Ⅱ
所要時間 60分以上90分未満	6,240円（624円）身3・Ⅱ
以後、 所要時間30分を増すごとに加算される	900円（90円）加算
項 目	生活援助が中心である 訪問介護を行った場合
所要時間 20分以上45分未満の場合	1,970円（197円）生2・Ⅱ
所要時間 45分以上の場合	2,420円（242円）生3・Ⅱ
項 目	身体介護が中心である 訪問介護を行った後に 生活援助が中心である 訪問介護を行った場合
身体介護 所要時間20分以上30分未満 生活援助 所要時間20分以上45分未満	3,400円（340円）身1生1・Ⅱ
身体介護 所要時間20分以上30分未満 生活援助 所要時間45分以上70分未満	4,110円（411円）身1生2・Ⅱ
身体介護 所要時間20分以上30分未満 生活援助 所要時間70分以上	4,830円（483円）身1生3・Ⅱ
身体介護 所要時間30分以上60分未満 生活援助 所要時間20分以上45分未満	4,970円（497円）身2生1・Ⅱ
身体介護 所要時間30分以上60分未満 生活援助 所要時間45分以上70分未満	5,690円（569円）身2生2・Ⅱ
身体介護 所要時間30分以上60分未満 生活援助 所要時間70分以上	6,400円（640円）身2生3・Ⅱ
身体介護 所要時間60分以上90分未満 生活援助 所要時間20分以上45分未満	6,950円（695円）身3生1・Ⅱ
身体介護 所要時間60分以上90分未満 生活援助 所要時間45分以上70分未満	7,670円（767円）身3生2・Ⅱ

加 算 ・ 減 算 項 目	
初回加算（初回利用月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合）	1月につき + 2,000円（200円）加算
緊急時訪問介護加算 （ケアマネージャーが必要と認めた場合）	1回につき + 1,000円（100円）加算
生活機能向上連携加算Ⅰ（未実施）	1月につき + 1,000円（100円）加算
夜間・早朝、深夜加算 夜間（18時～22時）又は 早朝（6時～8時） 深夜（22時～翌朝6時）	所定単位数 × 25%（左記の1割）加算 所定単位数 × 50%（左記の1割）加算
2人の訪問介護員等による場合	所定単位数 × 200%（左記の1割）加算
事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物20人以上に サービスを実施する場合（減算）	所定単位数 × 10%（左記の1割）減算
特定事業所加算Ⅱ （届出済・令和6年4月1日から加算）	総単位数 × 10%（左記の1割）加算 ※料金表には、適用されております
介護職員等処遇改善加算Ⅰ （届出済・令和7年5月1日から加算）	総単位数 × 24.5%（左記の1割）加算

「利用料金の変更」について

介護保険利用料金に変更があった場合、
事業者は契約者に対して、変更を実施する1カ月前までに説明をした
うえで、変更することができます。
また変更に同意する事が出来ない場合は、本契約を解約することがで
きます。

「介護保険給付対象外のサービス」について

事業者は、契約者との合意に基づき、
介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供できるものとする。
その内容は日常生活上通常必要となるサービスを提供する。
その利用料金は契約者が負担するものとする。

■この場合 ご契約は 終了しま す	① ご契約者が死亡された場合。 ② 要介護認定によりご契約者が自立または要支援と判定された場合 ③ 事業所が解散・破産またはやむをえない事由により閉鎖した場合 ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、介護サービスの提供が不可能になった場合。 ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合。 ⑥ 事業所が介護保険の指定を辞退した場合。 ⑦ ご契約者が解約または契約解除の申し出をされた場合。 (希望日の7日前までにお申し出ください) ⑧ 事業所が契約解除を申し出た場合。(1ヶ月前までに通知いたします)
■この場合 ご契約者 は即時に 契約を解 除するこ とができ ます	① ご契約者が介護保険給付対象外サービスのご利用料金の変更に同意できない場合。 ② ご契約者事業所の運営規定の変更に同意できない場合。 ③ ご契約者が入院された場合。 ④ 事業所が正当な理由なく、契約に定めるサービスを実施しない場合 ⑤ 事業所がご契約者の守秘義務に違反した場合。 ⑥ 事業所が故意または重大な過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為をおこなった場合。 ⑦ 他のお客様によるご契約者の身体・財物・信用等を傷つける行為の恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合。
■この場合 事業所が 1カ月以 上の期間 を置き、 理由を通 知し契約 を解除す ることが できま す。	① ご契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項を当事業所にお伝えいただけなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。 ② ご契約者が契約の際、心身の状況および病歴等の重要事項を当事業所に偽りの情報をお伝えされたことに起因して重大な問題が発生した場合。 ③ ご契約者によるサービス利用料金のお支払いが3か月以上遅延した場合。 ④ ご契約者が故意または重大な過失により他のご利用者または事業所および事業所職員等の身体・財物・信用等を傷つける行為をされた場合。 ⑤ ご契約者の行動により他のご利用者または事業所職員等の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。 ⑥ ご契約者が自身の行動により事業所において重大な自傷行為をなさるおそれがある場合。

■損害賠償について

○事業所の責任によってご契約者に損害を生じさせた場合、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、ご契約者側の故意または過失が認められる場合において、ご契約者の心身状況を考慮したうえで、事業所の損害賠償責任を減じる場合がございます。

○事業所は、事業所の責任による理由がない限り損害賠償責任を負いません。

とりわけ、以下の場合、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① ご契約者およびご家族が契約の際、または事業所がお客様の状況についておたずねした際、心身の状況および病歴等の重要事項を事業所にお伝えいただけなかったことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ② ご契約者およびご家族が契約の際に、または事業所がお客様の状況についておたずねした際、心身の状況および病歴等の重要事項を事業所に偽ってお伝えされたことに起因して重大な問題が発生した場合。
- ③ ご契約者の急激な体調の変化など、事業所が実施したサービスに起因しない事由により損害が発生した場合。
- ④ ご契約者が事業所職員の指示等に反して行った行為により損害が発生した場合

■事故が発生した場合

事故が発生した場合には、ご契約者やご家族様に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

■緊急時の対応について

ご契約者に対して緊急を要する場合、主治医および担当介護支援専門員（ケアマネジャー）へ速やかに連絡し、緊急マニュアルにしたがい、適切かつ迅速な措置を講じます。

○緊急時対応窓口

訪問介護ステーション 津名やすらぎの里

電話（0799）62-7400 F A X（0799）62-7401

■苦情ご相談の受付について

当施設における苦情やご相談は、以下の苦情受付担当者または第三者委員が受け付けます。

＜苦情受付担当者＞ 訪問介護ステーション サービス提供責任者

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

電話（0799）62-7400 F A X（0799）62-7401

＜苦情解決責任者＞ 訪問介護ステーション 管理者

＜第三者委員＞ 宗行 正明 電話 080-3137-5529

中村 昌由 電話 090-7762-9350

○第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

○苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

■公的機関における苦情受付窓口

以下のところでも苦情の受付をいたしております。

○兵庫県洲本健康福祉事務所 監査・福祉課

電話（0799）26-2054 F A X（0799）22-3345

洲本市塩屋 2-4-5

月曜日から金曜日（平日） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分まで受付

○国民健康保険団体連合会

電話（078）332-5617 F A X（078）332-5650

神戸市中央区三宮町 1-9-1 センタープラザ 1801

月曜日から金曜日（平日） 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分まで受付

○兵庫県運営適正化委員会

電話（078）242-6868 F A X（078）271-1709

神戸市中央区坂口通 2-2-1 兵庫県福祉センター内

月曜日～金曜日（平日） 午前 10 時から午後 4 時まで受付

■説明のご確認

説明日時

令和

年

月

日

時

分 ~

時

分

説明場所

指定訪問介護サービスの提供に際し、この書面にに基づき、この重要事項説明書に記載する事項の説明を行いました。

説明者

職 名

サービス提供責任者

氏 名

印

事業者

訪問介護ステーション津名やすらぎの里

管理者 長 濱 優 年

印

私は、この書面に基づいて説明者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名

印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者

住所

氏名

印

立会人（契約者家族）

住所

氏名

印